

○ 児童福祉法第 33 条第 1 項に基づき警察が行う児童の一時保護について

平 13.3.8 警察庁丁少発第 33 号 警察庁生活安全局少年課長から  
各管区警察局保安（公安）部長、警視庁生活安全部長、各道府県警  
察本部生活安全部長、各方面本部長あて

児童福祉法第 33 条第 1 項に基づき、警察が児童相談所長からの委託を受けて児童に一時保護を加える場合には、下記の点に留意し、遺憾のないようにされたい。

なお、児童の一時保護に当たっては、「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」（昭和 25 年 7 月 31 日付け厚生省児童家庭局長通知）を参考とされたい。

また、本通達については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課と協議済みである。

記

1 警察が児童に一時保護を加える場合

警察において児童を一時保護することができるのは、児童福祉法第 33 条による一時保護の必要な児童を警察職員が発見し又は市民から警察職員が引き継いだ場合で、児童相談所が遠隔地にある又は夜間にわたるなどのため、児童相談所長が直ちに引き取ることができないときに、児童相談所長から一時保護を委託された場合である。

この場合における児童相談所長からの一時保護の委託は、個別に行われるものであることから、児童相談所長との緊密な連絡体制を確立すること。

2 保護の場所

警察において児童の一時保護を行う時は、保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵をかける場合は、児童の行動範囲がなるべく広くなるよう配慮すること。児童の一時保護に使用する部屋は、通常の部屋に準じて造られたものに限り、留置場の房を代用することはできない。

3 保護の期間

警察が児童に一時保護を加える期間は児童相談所に引き渡すまでの必要最小限のものであり、原則として児童に一時保護を加えたときから 24 時間を超えないこと。ただし、交通その他真にやむを得ない事情がある場合はこの期間を延長することができる。なお、期間が 24 時間を超える場合においても児童の一時保護は児童福祉法に基づき児童相談所長の委託を受けて加えられるものであるから、警察官職務執行法第 3 条第 3 項が適用されるものでないことに留意すること。

4 費用

児童の一時保護に要した費用は、児童福祉法第 50 条第 8 号の規定に基づき都道府県・指定都市から支弁されることになる。したがって、支弁の方法その他これに関する細部の事項については、あらかじめ都道府県・指定都市主務課と打ち合わせること。